

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

経 済 常 任 委 員 会 会 議 録 （13.3定）			
日 時	平成13年 9月26日（水）	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 3時50分
場 所	消防第2・第3会議室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	小林委員長、大竹副委員長、成田・大畠・次木・渡部・西脇 ・岡本・秋山 各委員		
説 明 員	経済・港湾各部長、農業委員会事務局長 ほかに関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまより、会議を開きます。

本日の会議録署名員に成田委員、渡部委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「平成13年度企業立地状況について」。

○（経済）小林主幹

平成13年度の企業立地状況につきまして、平成13年8月末までの実績をご報告申し上げます。

最初に、市域立地企業でございますが、銭函3丁目の銭函工業団地隣接地において、納豆製造のティー・アイ・シー株式会社ほか2社が、また、石狩湾新港小樽市域には、冷凍食品配送の日本デリカ運輸株式会社が立地し、8月末現在、合わせて4社が新たに立地決定いたしました。

次に、平成13年度に入りまして操業を開始した企業でございますが、銭函3丁目において食品添加物製造の株式会社ショクセンほか3社が8月末までに操業を開始いたしました。

この結果、銭函工業団地並びに石狩湾新港小樽市域の立地状況につきましては、平成13年8月末現在、銭函工業団地では合計117社の立地となり、立地面積は63.6ヘクタール、分譲率は84.0%となっております。これらの立地企業117社のうち、96社が製造業を行っております。

一方、石狩湾新港小樽市域につきましては66社の立地があり、立地面積は103.7ヘクタール、分譲率は43.9%となっており、立地企業66社のうち、31社が既に操業を開始しております。

また、石狩湾新港市域全体の立地状況につきましては、立地企業数が720社、立地面積は736.1ヘクタールで、分譲率は60.9%となっており、立地企業720社のうち、547社が操業を行っております。

企業立地を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いておりますが、積極的な情報収集に努め、さらに多くの企業立地が図られますよう努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長

続きまして、「株式会社マリンウエーブ小樽の収支見通しについて」。

○（港湾）港政課長

それでは、株式会社マリンウエーブ小樽の今後の収支見込みにつきまして、資料2に基づきまして、ご報告申し上げます。

まず、この資料作成の考え方についてであります。以前示されておりました収支計画が平成14年度までとなっていたことから、議会におきましても、新たな計画実施要請についてご意見があり、これまで、会社側に対して、その旨の申入れを行ってきたところであります。

11年度、12年度においても示されなかったわけですが、その大きな理由といたしましては、もともと会社自体の計画としては次年度の事業計画しかないという中で、マリーナの第2期の拡張計画をどう考えるべきかという点について、方向性が見えなかったという背景があったと伺っております。

その点につきましては、現在においても同じ状況にあります。議会のご意見も踏まえる中で、そのような第2期の拡張計画を考慮に入れないのであれば、現状をベースとした収支見通しとしてお示しできるということとなり、このたび、17年度までをその期間とする資料の提出となったものであります。

資料内容について簡単に申し上げますと、収入のうち、艇置場使用料及び上下架料につきましては、平成13年度の事業計画上の見込み額程度が14年度以降も続く見込み、その他につきましては、施設使用料等がありますが、

年度によってばらつきもあることから、12年度決算と13年度事業計画の中間程度を見込んでおります。

なお、17年度につきましては、パトロール艇の更新に伴う現在の船の売却益を計上いたしております。

支出のうち、人件費につきましては、毎年度2%程度のアップを見込み、一般管理費につきましては、家賃や暖房、照明などの経費として、おおむね9,000万円前後を見込んでおります。

減価償却費につきましては、現施設分の償却費の減少があるものの、17年度に、先ほど申し上げましたパトロール艇の更新を見込むことにより償却費の増となっております。

これらの結果、単年度の収支としては1,200万円から1,700万円の黒字となり、そのままそれを累積した収支としては、17年度で9,300万円余りの黒字となる見込みとなっております。

この累積収支、いわゆる利益金の処分につきましては、今回の議会に提出いたしております経営状況を説明する書類にもお示ししてありますとおり、12年度では1,900万円を利益準備金として処分し、残りの68万3,000円を次期繰越しとしたところでありますが、13年度以降につきましては、前段申し上げました2期計画に向けての内部留保の問題と株主配当等の問題を総合的に検討しながら、会社として判断していくと伺っております。

以上でございます。

○委員長

続きまして、「平成14年度石狩湾新港港湾関係事業予算案について」「平成13年石狩湾新港管理組合議会第2回定例会の報告について」。

○（港湾）港湾振興室白岩主幹

まず、平成14年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求管理者案についてであります。去る6月25日の経済常任委員会において事前協議のあった旨報告し、ご審議をいただいたところでございます。

また、小樽港湾振興会及び小樽商工会議所に意見を求めていたところでありますが、別紙、お手元の資料3のとおり、同意、了承する旨の回答を得てございます。

なお、小樽港湾振興会からは、新港西地区等を海上コンテナ基地と位置づけ、岸壁マイナス14メートル等の早期完成を国、北海道に強く働きかけること、新港地域を食料備蓄基地として位置づけるよう国、北海道に強く働きかけることの要望が付記されております。

また、小樽商工会議所からは、新港中央地区に計画しているガントリークレーンの運営管理を石狩共同港運株式会社に委託すること。将来に向けての石狩湾新港及び小樽港の管理の在り方について検討に着手することの事項が付記されております。

以上により、市としましては、以前、協議のあった平成14年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求管理者案につきましては、本委員会の審議を踏まえ、小樽港湾振興会及び小樽商工会議所の意見要望を付して合意してまいりたいと考えてございます。

次に、去る8月10日に平成13年第2回石狩湾新港管理組合議会定例会が開かれましたので、その概要についてご報告申し上げます。

議案につきましては、平成13年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算の1件で、補正予算の内容としましては、去る6月25日の経済常任委員会において報告、ご審議をいただきました防波堤北直轄港湾等災害復旧事業に伴う国直轄事業負担金の増額等でありましたが、原案のとおり可決されたところであります。

また、平成12年度石狩湾新港管理組合繰越明許費繰越計算書報告の件、財団法人石狩湾漁業操業安全基金協会の経営状況に関する件、社団法人石狩湾漁業総合振興対策協会の経営状況に関する件、石狩湾新港サービス株式会社の経営状況に関する件の4件が報告されたところでございます。

以上でございます。

○委員長

次に、今定例会に付託された案件について説明をお願いします。

「議案第26号公有水面埋立てについて」「議案第27号公有水面埋立てについて」「議案第28号公有水面埋立地の用途変更について」。

○（港湾）港湾振興室白岩主幹

議案第26号公有水面埋立てについて、これにつきましては、国にかかわるものでございます。議案第27号公有水面埋立てについて、これにつきましては、石狩湾新港管理組合にかかわるものでございます。及び、議案第28号公有水面埋立地の用途変更について、これにつきましては、国にかかわるものでございます。

この3件につきましてご説明いたします。

今回の公有水面埋立て等につきましては、石狩湾新港において、物流コストの削減による背後圏産業の振興を図るため、外国貿易に対応したマイナス14メートル岸壁及び背後用地を整備するものであります。

議案第26号及び第27号の公有水面埋立てにつきましては、石狩湾新港西地区において、公有水面の埋立てにより新たに岸壁及びふ頭用地を確保するものであり、また、議案第28号公有水面埋立地の用途変更につきましては、新規埋立地に隣接する既存埋立地を用途変更し、埠頭用地、道路用地、保管施設用地及び緑地とするものであります。

配付しております資料4の1をごらんいただきたいと存じます。

新規の埋立区域は、図面の①と②の部分ですが、①の部分につきましては国の直轄事業として実施する部分で、小樽市銭函5丁目41番・70番地先の国有海浜地先の公有水面2万5,297.74平方メートルを埋め立てようとするものであり、②の部分につきましては石狩湾新港管理組合が実施する部分で、同じく小樽市銭函5丁目41番・70番地先の国有海浜地先の公有水面2万9,751.75平方メートルを埋め立てようとするものであります。

また、③の部分につきましては、平成元年5月30日付で緑地として承認されている埋め立て面積43万4,909平方メートルの区域を埠頭用地1万8,702平方メートル、道路用地1万2,165平方メートル、保管施設用地9万6,175平方メートル及び緑地30万7,867平方メートルに用途変更するものです。

①に係る公有水面埋立承認願書及び③に係る埋立地用途変更承認申請書につきましては、北海道開発局小樽開発建設部長から5月21日付で、また、②に係る埋立免許願書につきましては、石狩湾新港管理組合から同日付で石狩湾新港港湾管理者に提出されました。

これを受けまして、石狩湾新港港湾管理者は、5月24日から6月13日まで、管理組合と小樽市港湾部において関係図書の縦覧を行ったところであり、縦覧者は、公有水面埋立承認願書で1名、埋立免許願書で2名、埋立地用途変更承認申請書で1名でありました。

また、申請等を受けた石狩湾新港港湾管理者は、公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づき、地元市長の意見を聴取することとなっており、意見を求められた市長は、同条第4項の規定により、議会の議決を経て意見を述べることとなっております。

今回の議案第26号ないし第28号につきましては、このような一連の手続の中で、市長として異議のない旨を石狩湾新港港湾管理者に答申しようとするものであります。

なお、出願等がなされた以降の手続経過につきましては、資料4の2のとおりですので、ご参照をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長

「報告第1号専決処分報告について」

○（経済）中小企業センター所長

報告第1号専決処分報告についてであります。小樽商工信用組合の破たんにより、資金調達が困難となる中小企業者に対して、緊急措置として緊急経営安定資金の融資制度を創設したことに伴い、取扱い金融機関に対し、損

失補償について債務負担行為を設定するため、平成13年度一般会計予算の補正について、今年8月10日に専決処分したものであります。

ご承認方、よろしくお願いいたします。

○委員長

これより質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

○西脇委員

◎マイカルの破たんについて

マイカルに関連して質問をいたします。

マイカル本体の破たんを受けて、OBC自体も民事再生法の申請を行う方向という動きがあったように見えますけれども、現状はどうなっているのですか。

○（経済）商工課長

マイカルの関係でございますけれども、14日にマイカル本社が民事再生法の申請手続ということで東京地裁に申出をしました。18日に開始決定手続、マイカル本体です。

それ以降、子会社と言われますマイカルグループの企業が、昨日1社ございましたので、マイカル本社にプラス12社、今、民事再生の申請手続、そういう形になっているとお聞きしております。

我々が今持っている情報の中では、マイカル小樽のデベロッパーであります小樽ベイシティ開発株式会社につきましては、まだ、そういった動きが見えていないといえますか、まだ検討しているというふうに伺っております。

○西脇委員

一部、OBCは民事再生法の申請もやらない、立枯れの状態となる心配があるということも伺っているわけですが、その点については何か情報ありますか。

○（経済）商工課長

マイカル本体自体は、かなりの子会社を有しているといえますか、マイカルグループ全体で200社となっていると一説に言われておりますので、相当の子会社を有していると。

この中で、小樽ベイシティ開発につきましては、マイカル本社自体が、マイカル幹部としてかなり力を入れて進めてきた事業の一つというふうに聞いておりますし、OBC自体も、マイカル本体の株がかなり入っておりまして、その部分ではかなりの影響を受けているのは事実でありますけれども、今現在は、本社サイドでの検討、さらにはOBC内部での検討という中で調整をしている段階と伺っておりますので、今のご指摘は、うわさの話なのでしようけれども、そういうことを私どもとしては伺ってはございます。

○西脇委員

民事再生法の適用をちゅうちょしている原因というのは何ですか。

○（経済）商工課長

正直申し上げまして、その辺は私どもも承知をしていない部分であります。ただ、一つ言えることは、先ほども申し上げましたけれども、マイカル本体として、子会社関係をどういう形で残していくのかという議論が本社サイドではあるのではないかと。そういう意味では、OBCに限らず、小樽にはヒルトン小樽、あるいはエネルギー供給、こういう部分もありまして、それらもまだ方向が見えていないという段階にあります。

そういう意味では、もう少し議論にいたしますか、検討に時間がかかっているのかな、そういうふうに私どもとしては押さえております。

○西脇委員

新聞報道になってから、かなり日にちがたっているのです、ＯＢＣの民事再生法は。申請するという動きが道新の社説で取り上げられていまして、それ以降、かなり時間がたって、なおかつ動きがない。これは相当ひどい状態だというふうに考えざるを得ないのです。

それで、私たちが勉強不足だったのですが、テナントとＯＢＣとの間で委託契約というのが結ばれているということで、売上げは全部をいったんＯＢＣに納入しなければならないということになっているということなのです。

それで、一部には、売上げの中からいろいろ経費、家賃だとかその他を引かれて、残った分が何日か後にテナントに振り込まれる、そういう仕組みのようですけれども、納めたら戻ってくる保証がないということで、支払いを拒否しているテナントも出てきているということなのですが、この点はどうかとらえていますか。

○（経済）商工課長

まず一つは、マイカル小樽の建物全体の中でＯＢＣがデベロッパーとして管理をしてございますけれども、大きく賃貸契約という形の中で、サティ棟であればマイカル北海道との賃貸契約です。それから、ビブレ棟であればマイカル本社との賃貸契約、ＯＢＣが直営で持っていますのはセンターゾーン中心に今のアウトレットが入っている場所、あそこが基本的にはＯＢＣの直接管理です。

ですから、今ご質問がありましたＯＢＣということに特定いたしますと、アウトレットのモール関係のテナント関係とはいろんな形の契約があるようです。今ご指摘の、いわゆる業務委託というのですか、いったん売上げ金額をＯＢＣにすべてを入れて、そこから共益費だとか家賃相当額を差し引いて返していくというような、こういう方式のところもあるし、あるいは通常の賃貸でやっているところもある。ですから、いろんな形の契約が各企業間の事情の中で行われているというふうには聞いています。

ただ、ＯＢＣの場合のセンターゾーンは、今ご指摘のあった売上げを入れるというのが基本的には多いというふうに聞いております。

それから、もう一つございました部分では、今現在、マイカル本社の民事再生法の申請以降、仮にＯＢＣがあったときにいったん預け入れたお金が、債権として後からお金としての戻りがなくなるというご心配もなされた各テナントの皆さんが、お金を入れないで、とりあえず預り金として預かって、金額の報告だけをしていくという会社も何社か出ている、そういうことを報告として伺っております。

○西脇委員

小樽市や商工会議所がＯＢＣに事業継続を要請するというのも行われていますが、結局、マイカル破たん以降、仕入れ業者だとか、そこで働いている 3,000人の方々の不安というのは相当なものだと思いますけれども、現状で、仕入れ業者への影響、今後の営業、それから、雇用問題について大体どういう見通しというか、どういう動向になっていくのかというふうに思っているのですか。

○（経済）商工課長

まず一つは、ＯＢＣ自体の今後の判断ですが、どういう形にするかによって大きく変わってくる部分があるかと思いますが、現状としては、ビブレ側の部分が民事再生手続開始ということで、実は、そこが今、予告の文書を張っているいろんな形で制約が入っています。

ですから、あそこに入っている指名業者等については、今ビブレの店長との間でいろんなお話がなされていたり、簡単に言いますと、商品を引き揚げるという業者も中にはあったようですし、いろんなお話し合いがされているようです。

それから、１階の部分で、現在改装中の部分がいったんストップしているという話もあって、なかなかお店が移れない。まだ整理されていない課題が何点かあるというふうには聞いております。

ただ、その辺も、今現在、営業は今後も続けていくという方針でやっておりますので、具体的な個々の交渉の中

で詰められているというふうに伺っております。

それから、サティ棟、ＯＢＣの管理しているセンター棟につきましては、先般、サティの店長にも確認をしましたが、大きな影響もなく、いろんな質問なり不安なりということでのお話はありますが、現在の中では混乱もなく、サティは行っているというふうに聞いております。

それから、取引業者の関係ですけれども、ビブレの方は、１階の食料品が既に閉まっておりましたので、余り地元の業者はないのだらうというふうには理解をしております。ただ、東京、大阪関係のアパレル関係のメーカーから、商品の出荷等の関係でいろんなお話があって、現在調整中というのは何件かあるというふうには伺っております。

○西脇委員

マイカル小樽の運営を一手に引き受けているＯＢＣの先行きが全く不透明だ。民事再生法の申請をする動きもない。一体どうなるのだというのが心配の種なのです。

したがって、こういう状況の下でＯＢＣ側から市側に状況の説明というものは刻々とあるのですか。何かしら、市長や商工会議所がわざわざ向こうへ出向かなければならないような事態だとか、逆に、こちらからいろいろ働いている人の方のことを心配して要請をしなければならないとか、やっていることが逆ではないか。本来であれば、ＯＢＣ側からきちっとした正確な説明、そして、今後の見通し等について説明があってしかるべきだと思うのです。それがないということはどういうことなのか、これは皆さん感じているのではないかと思います。

156億円の公費を負担して始めた事業ですから、しかも、地元の商店街とは共存共栄を図りますということで、大見えを切って始めた相手ですから、こういう事態になったら、なおさら刻々として今後の展開について小樽市側に十分説明があってしかるべきで、そこら辺の姿勢そのものが問われても仕方ないというふうに思うのですが、その点どうですか。

○（経済）商工課長

難しいお話なのですが、一つは、14日以降、ＯＢＣ側も非常に情報の収集に混乱をして、つまり、東京、大阪レベルで行ったことの逐一がなかなか地方に伝わらない中で、ＯＢＣの方も情報収集でかなり大変だった。そういう意味では、我々も逐次連絡を取りながら、ＯＢＣからも情報をいただいたり、我々の足を運んだり、向こうの担当とお話ししたりということは、これまで逐次行っております。

それから、先般の委員会の中でもお話がありまして、市長がみずから篠田ＯＢＣ社長とお話をする機会なり、あるいは担当の専務なりとお話をするということもやっておりますので、そういう部分での意思の疎通がないということではなくて、我々もできる限りの情報収集をし、ＯＢＣ側もそれなりの努力といえますか、持っている範囲でのお話も伺いながら、今現在進めているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○西脇委員

特にビブレ側の１階の食料品売り場が全部撤退してしまった。その後にトイザラスですか、おもちゃ屋が出てくるということで改装を始めたばかりなのです。

それで、私、今日も行ってみましたけれども、仕事はほとんどストップの状態です。今後、どんなふうになるのか皆さん関心を持っていますので、この点について見通しはどうかのですか。

○（経済）商工課長

今のお話は、ビブレ棟の１階のお話が特にあったと思います。

トイザラスの件につきましては、食料品売り場の大部分を12月オープンに向けてということで工事が行われておりまして、14日に、とりあえず建築関係の業者が引き揚げたということで、今現在、再開していないというふうなことでございます。

ただ、契約そのものが流れたというよりも、少し様子見の段階だというふうに聞いています。

ですから、今後、トイザラスとの契約がどういう形になっていくのか、我々も十分注視をしておりますし、それから、それ以外にも、中の移転を相当考えていまして、個別の企業で申し上げれば、館さんとか、新倉屋さんとか、かま栄さんとかが違う場所へ移転するということで、おすし屋さんも移るということで工事が進んでいたのですが、それらもいったん今中止になっています。

ですから、そんな中で、急きょ、今あるスペースの中で何とかお客さん対応をしようということで進んでおりますけれども、今後の再生計画の中でどういう形になっていくのか、そういうのが落ちつけば、それらの資金補給なんかも含めたことというのも今後考えられるのかと思いますけれども、当面は、できる限り、今の残っている床の中でお客さん対応をしていくということで努力をなさっているというふうに聞いております。

○西脇委員

いずれにしても、民事再生法の申請の作業も進んでいない。しかも、ああいった状況で工事屋さんが引き揚げてしまったなどというのは、工事をやってもお金がもらえないということを考えたわけですから、それぐらいひどい状況になっているわけですから、立枯れという状況も、うわさというか、ちまたの声として出てくる。万が一そうなった場合、最悪です。

そういうことで、ぜひ、もっと積極的に状況の報告をしてもらおうというぐらいのことは強く申入れをしていくべきだというふうに考えます。

◎小樽商工信用組合について

あとは小樽信組の問題をお尋ねします。

今日の新聞報道を見ますと、金融整理管財人が小樽信金に譲渡先を絞って本格交渉に入ったという状況になっていますが、実態はどうか、伺います。

○経済部次長

本日、こういう新聞報道がございまして、早速ですが、私どもは、この辺の真偽につきまして、電話でございましたけれども、金融整理管財人の方に確認をさせていただきました。

その中で、道新さんの方からの電話での取材を受けまして、整理管財人としていろんなご発言があったようでございますが、最終的に確認されましたことは、まだ、こちらにございますように、信金さんに絞り込んで、ある意味で最終段階に入っているという状況ではなくて、今現在は、8月の28日に受皿金融機関として、候補として名乗りを上げていただくところということで要請文書を出しまして、それに基づきまして、手を挙げていただいたところに、信組さんの方でお持ちの資料をまず第一段階としてお示しをして、それをご検討していただいているということで、まだその辺のやりとりをしている最中でございまして、まだ信金さんに絞り込んだとか、そういうところまでは至っていない、こういう回答を得てございます。

○西脇委員

それは管財人からの答えということですか。

○経済部次長

はい、そういうことでございます。

○西脇委員

新聞ですから、ある程度主観が入ることがありますけれども、しかし、現実の問題として、北央信組だとかいろいろ名前もちらほら出てきている部分もあります。しかし、実態として信金以外には受皿になってもらえる金融機関というのは、まず無理なのでしょう。

経済部はどういうふうに判断しているですか。市長が要請したぐらいですから、それが望ましいというふうに考えているのですか。

○経済部次長

今、西脇委員がご指摘のとおり、新聞報道等では信金さんと北央信組さんということで、二つ金融機関の名前が挙がっておりまして、恐らく、この辺のところと、今、金融整理管財人さんとしては交渉されているのだろうと思います。

ただ、私どもも新聞報道で承知するだけなのですが、北央信組さんにつきましては、札幌の一つの限定したところという言い方をされてございますので、恐らく金融整理管財人さんとしては、そういった面では一括譲渡ということが基本的には望ましいということは、前回、市長が、金融整理管財人さんの方に、支店ですとか従業員の雇用確保についてお願いしたときに、そういうご要望もありますので、そういった点からいきますと、ある面では考えられる部分も出てくるのかなと思っております。そういった意味では、私どもとしまして、市長が商工会議所の会頭に信金さんを受皿として望ましいということでお願いした経過もございますので、今の、こういう金融整理管財人さんの方でどこまでどういうふうにお考えになっているかは知りませんが、一つの私どもの考えている流れの中で、今検討を進められているのかなということは想像はしてございます。

○西脇委員

結果的には、信金を受皿になっていくだろうということは、大体共通していると思います。

その場合、これからどんな問題が起きるか私たちも定かではありませんけれども、いわゆる正常債権と不良債権の振分けの中で、これまで信組から融資を受けてそこそこ商売をやってきたという人方への影響というのが一番心配されるわけです。

したがって、小樽市として何ができるかというのはわかりませんが、今、もし信金を受皿になった場合にどういうことが想定されるのか、その点についてお伺いします。

○（経済）中小企業センター所長

基本的には、信金であろうがほかの信組であろうが状況は同じであろうと思うのです。ただ、今回、信組の不良債権の中で、破たん先債権というのが多くございまして、それを受皿金融機関に受けてもらうというのはなかなか難しい状況になるだろうと思います。

そういう意味では、若干の資金繰りの悪化というのはあるのだ、こういうふうには考えてございます。

○西脇委員

皆さん方の調査によると、管理不良債権というのが、破たん先債権ですね。37億というふうに言われています。この部分は、取引がまずできないということになるだろうということなのだと思うのですが、それ以外に、延滞債権だとか、その他いろいろ影響が出てくると思いますが、その場合に、今まで信組を利用していた人方が小樽信金を指定銀行にしてやる場合に、小樽市として何か特別な条件をつけて融資なり中小企業を育成する立場で、銀行側に要請するということはあるのですか。

○（経済）中小企業センター所長

市長が、先般の金融整理管財人及び引受け銀行を想定されるというか、受けてもらうようお願いした小樽信金に対して、雇用のこととか金融の円滑化に向けての要請を行っておりますので、そういうところも引き続き行っていきたいという考えでおります。

○西脇委員

小樽市は、信組の破たんを受けて特別な融資制度もつくったりして頑張っているわけです。それはそれでいいのですが、代表質問のやりとりもありますけれども、結局、問い合わせは34件ありました。そのうち15件が信金に融資を申し込んで、借入れされたのは6件、それから、保証付で他の制度を利用したのが2件、あとの2件は審査中で、結局5件ははねられたということなのです。そういう事態になるのではないかと、これまで論議されてきて、保証人の問題だとか、いろいろ融資期間をもっと長くすべきだとか、この委員会でもやりとりがあったわけですが、そういうことで、当初、理事者の皆さんが考えていた利用状況と比較してどうなのか。

○（経済）中小企業センター所長

今、西脇委員から言われたとおりの件数でございますけれども、私どもの方としては、お断りされたケースですが、守秘義務もあるので詳しいことは言えませんが、一部には粉飾決算があったり、債務超過が過大であったりということでお断りされたケースの方が多くて、どちらかという、比較的救ってもらっている状況にあるのだというふうに私は理解しております。

○西脇委員

中小企業の経営も大変なのは言うに及びませんが、新年度から短期特別な貸付金、原資2億9,000万円で始めていますけれども、その利用状況はどうなっていますか。

○（経済）中小企業センター所長

8月末現在で6件の融資をしてございまして、金額としては1,630万円でございます。

○西脇委員

もう今は9月ですから、約半年間です。2億9,000万円を持っていますけれども、これまた何か利用が少な過ぎるのでないか、この点についてどういう認識ですか。

○（経済）中小企業センター所長

これも私の感想というふうになりますけれども、思ったよりも少ないというふうには思っています。

ただ、こういう経済情勢でございますので、それなりに借りる人が逃げるといえるのか、借りようと思った人がちょっとためらっているという部分もないわけではないというふうに感じております。

○西脇委員

ということで、融資制度全般について今見直しを図るための検討会議を立ち上げていますが、新年度に向けてどういうことをやろうということで今話が進んでいるのか。

○（経済）中小企業センター所長

まず第一に、来年のペイオフに備えて預託の在り方をどうするか、それから、前にも私どもの経済部長から申し上げてございますけれども、議員の皆様を初めとしていろんな方から、もっと借りやすい制度はないのかというお話もございまして。そういう制度は、つくれるのかどうかという問題も含めて検討しております。

○西脇委員

我々は、皆さんの好きな言葉でないのですけども、直貸しと。決定権を小樽市が持って、小樽市がいいよとOKを出したもののについては、金融機関が貸し出すという仕組みにしたらどうですか。それも少額で40万とか50万とか100万とかという程度のものなのですけども、そういうことも検討委員会の中で論議をぜひしていただきたいと思いますので、これはお願いしておきます。

◎妙見市場について

それと、マイカルと直接関係はないのですけども、妙見市場については、皆さんの奮闘、ご努力をいただきまして、皆さんがC棟に集まってにぎわいを取り戻すという状況になっているようですけれども、この点については大変よかったなと思っていますが、問題はA棟、B棟に残っている人方が、今後どうするのか。本人がいつまでもそこで商売をやりたいということであれば認めるのか。それとも、一定の期間を置いて、A棟、B棟についてはきちっと方針を持って、跡地利用を含めてやるのか、その辺はどう考えますか。

○（経済）中小企業センター所長

基本的には、A棟とB棟は、将来的には解体、撤去したいというふうに考えております。

A棟とB棟の集約に今回は賛成されなかった方についても、組合を通して積極的に移転に同意してもらうように働きかけてございますし、C棟には間口、そういうものもあってございますので、そういう努力を続けてまいりたいと思っています。

○西脇委員

このままだと維持管理そのものが大変だと思うのです。それに1棟に集約できれば、市としても外装をもっときれいにしたり、また、力の入れ方も変わってくるかと思えますし、結果的に、皆さんが集まってあそこで商売しているということが理想的だと思いますので、たとえ1軒、2軒の人が何年でも居座ると、居座るという表現はちょっとよくないですが、そこでやりたいということは、それは気持ちとしてはわからぬわけでもないですけども、やはり全体のことを考えてもらいたいということで、ある程度期限を切って、あそこの整理を図っていくということが必要でないかと思うのですが、その点どうですか。

○経済部長

妙見市場につきましては、従来からお話があって、やはり、くしの歯が抜けたような状態であれば集客もなかなかうまくいかないし、商売もうまくいかないということもあって、C棟に集約するという方向でずっと進めてきているわけでございます。今現在、A、Bを合わせても7軒ですか、残っていますけれども、確かに、理想的な形としてはC棟に集約することがベストだと思っておりますが、そういう中で、この部分について一定の期限を区切ってC棟に集約しろというふうなご指摘なのですけれども、それはわかるのですが、それぞれA、Bの中で商売をなさっている方については、それなりの事情というのがやはりあるのです。高齢であるとか設備投資をそれなりにした部分とか、いろいろな理由がありまして、そういうものを無理やりC棟に集約するというのは、ちょっと難しい面もあらうかと思えます。

先ほど所長が答弁いたしましたけれども、これまでも、組合の方にすべて窓口になっていただいて、市の意向もお伝えし、そういう中で、一番いい方法を探っていただいているわけですから、今後も引き続き、組合を通して市の意向もお伝えして、なるべく早い時期に問題を解決するように努力したいというふうに思います。

○西脇委員

◎朝里地区地熱開発新泉源のボーリングについて

朝里地区地熱開発新泉源、ボーリングについてですけれども、これは委託契約委託料 6,300万円で、10月の31日までにボーリングをしてもらう、新たな泉源を開発するという事業なのですが、現状はどうなっていますか、3号井について伺います。

○（経済）観光振興室観光事業課長

新泉源の進捗状況でございますけれども、一応、10月31日の契約期間のうち、掘削については現在完了しております。掘削の後、揚湯試験を行いまして、その後、その場所を今整備して整地している状況でございます。

○西脇委員

それで、ボーリングそのものは終わったと。それで実際の1分間当たりの湧出量というのですか、お湯の量と温度はどうなっていますか。

○（経済）観光振興室観光事業課長

揚湯試験の結果、口頭の報告でございますけれども、基本的には、毎分30リッターという数字です。温度については53度という状況の湯温でございます。

○西脇委員

毎分30リッター、53度と。温度は現在の1号、2号の井戸と比べて高い。当初の湯量は幾らというふうに想定して掘ったのですか。

○（経済）観光振興室観光事業課長

3号井の湯量については、地質調査所というところに見解を求めて、ただ、掘れば何リッター出るか、何度のお湯が出るかという正式な回答はありません。

ただ、朝里温泉地区の地層で何本かボーリングしておりますので、地層の結果による見解では、2号井程度、大

体毎分 100リッター、温度にして43度程度が見込めるのではないかと地質調査所の見解をいただいております。

○西脇委員

1号、2号で現在配湯しているわけですが、1号がかなり枯渇してきている、使えないお湯が出るというようなことらしいですが、毎分 100リッターの湯量を見込んでいたのが30リッターというふうになったら、今後、これをどういうふうに活用するのですか。

○（経済）観光振興室観光事業課長

基本的には、今の30リッター出た湯量については、1号井、2号井、それから、新しい3号井を含めて、現状で古い方も活用しながら、全体地区に給湯をしたいというふうな考えを持っております。

○西脇委員

近々1号井は役に立たなくなるというふうにも聞いているわけです。この点から考えますと、結論は、3号の井戸は目的を達成できないということなのですか。その点はどうか。

○（経済）観光振興室観光事業課長

1号井につきましては、掘削から約12年経過しておりまして、平成5年当時に磁鉄鉱という黒い水をくみ上げたという井戸でございます。それで2号井を開発したという経過もございます、この1、2号井の湯量をカバーするというか、安定的に供給するために現在3号井を掘ったわけでございます。

結果的に30という低い数字でございますので、1、2、3号井を含めても、基本的に、当初の目的である安定供給に向けての目的は、現在では達成できないのではないかとというふうな見解を持っております。

それで、基本的には今の30リッターの3号井の井戸につきまして、今こちらの方でどうにか揚湯できないかというような検討を行っている最中でございます。

○西脇委員

湯量を増やすための便法というか、対策はまだあるということなのですか。

○（経済）観光振興室観光事業課長

基本的には、2案を持っております、井戸を掘ったデータの中から、今回の湯量につきましては 400メートルから下の方の 449メートルぐらいに、逸泥といいまして、水が地中に逃げるとい現象がございます、そこから今出ているのではないかとこのように判断しています。

ただ、掘っている最中に、約 154メートル付近で同じような溢水がございました。ここは、基本的に今の井戸の開発は、温度も高く、下から掘ろうという方針で掘っていたしましたので、今後も整地をして、逆に温泉が井戸に入らないような方式で全部整理しようと思っております。

その箇所からどうにか温泉を掘れないかと、一つの案といたしまして、今、石油技術でいろいろ使っておりますグラスジェットパーコレーションという方式があるそうでございます。これは、井戸の中に爆薬みたいなものを仕掛けて、ジェットの力で管に穴をあける方式だそうです。これについては、いろいろ検討を重ねておりますけれども、なかなか不確実な要素が多いということがございまして、難しいのではないかと。まだ結論は出しておりませんが、難しいのではないかとこのように感じを思っています。

もう一案につきましては、すぐ隣に新しい井戸を掘る。基本的に 750メートル掘削しましたので、地質のデータがそろっております。それで 154メートルぐらいに溢水した。そこを目がけまして 190メートルぐらいの新しい井戸を掘りまして、そこから揚湯できるのではないかと。

ただ、新しい井戸ということになりますと、当然、温泉審議会の審査ということで、また新たな掘削ということになりますので、また、申請をして許可を受けなければなりません。そうなりますと、ちょっと期間的には多くかかるので、そういうことも含めながら、今の2案について検討を重ねているという段階でございます。

○西脇委員

素人考えですけれども、これだけ科学が発達して、掘って見ないとわからないと、端的に言えば、そういうやり方で掘っているのですよね。しかも、地下資の意見を参考に小樽市が掘削の場所を指定すると。これは、もっと何か専門的な知恵というか、知識を結集して、投資したお金が、きちっとそれなりの役割を果たすというようなことができそうなものですが、この点はだめなのですか。

○（経済）観光振興室観光事業課長

結構技術は進んでいるのですけれども、なかなか地中についてのそういう調査技術がまだ進んでいないという状況で、基本的には、うちの方も地下資の技術指導を受けまして、1、2号井と干渉をしないようなことで、下流側に500メートル以上離しなさいということで、うちの方で場所を選定したと。その場所について、正式に地下資の方で、この場所で掘りたいということで見解を求めたのです。

朝里地区は、昔から何本かの井戸を掘ってまして、ある程度地層はわかっております。地層に基づいて、このたびは、先ほど申しましたように、2号井程度の、あそこは湯脈だとか水脈があるわけでございませんで、岩盤の亀裂から温泉がわき出るといふ地層ですので、2号井程度のものは可能性があるというような下で、うちの方で掘削させていただいているわけです。

◎湯鹿里荘について

○西脇委員

温泉に関連して、もう1点だけ伺います。

湯鹿里荘の問題ですけれども、2定では、市長が早期に結論を出すようにするという答弁をされていたのですが、その後の湯鹿里荘の処分問題について。

○（経済）観光振興室観光事業課長

前の答弁で、できるだけ早い時期に方針を出したいということで答弁させていただいています。

今現在、観光振興室としまして、朝里川地区の活性化、観光振興ということから、あの地区については滞在型という、そういう重点的な地区にございますので、温泉施設等の事業を考えております。

一般公募方式ということで考えておりますけれども、土地利用に当たりまして、公募するに当たりまして、あそこの地域は、第1種地域ということで、基本的には、3,000平米以上の宿泊施設が制限されるという地域になっておりまして、公募する段階で、もう少し大きなものが出た場合について考えますと、そういう地域を、ある程度緩和していかなければならないということで、観光振興という立場から、現在、朝里川温泉協会、それから朝里川温泉組合の方に入りまして、地元地域を見直す方向でどうだろうかという方向で意向を確認している最中のございます。

その確認がとれましたら、前から言っておりますように公募方式ということで、一般から公募しまして、売り払いしたいというふうに思っております。

○西脇委員

2定の答弁では、購入についての打診もあるというふうに言って、今にでも処分できそうな答弁だったのです。

しかし、今日、3カ月過ぎてもまだそういう事態で、公募の方法すらまだはっきりさせていない。前田建設の問題もありますけれども、また、あの辺の問題は何というか、遅々として進まないですね。

これはだれが悪いかという問題もありますけれども、もっとてきぱきと、相手のあることでしょけれども、小樽市側の態度そのものがまだ固まらないというところに問題がある、その点はどうですか。

○（経済）観光振興室長

この問題につきましては、我々も従前から、とにかくこの早く売払いというものをしたいという方向でいろいろ検討してきております。

それで、その中に、今、課長の申しましたとおり、あそこは1種住居区域ということで、いわゆる制限があると

いうことです。

今、委員もおっしゃいますように、委員会でも私も答弁しておりますけれども、打診という言葉は適当でないというようにある人から指摘されたもので、問い合わせなのですが、問い合わせが数件ありまして、その中には、隣の土地を、いわゆる前田の土地というのは、我々も非常に問題として今まで意識を持っていますので、あの土地と湯鹿里荘の両方を計画しているのだというような問い合わせもあります。

そういった中で、我々は小樽市として、今の状況であれば、あの区域を公募しても 3,000平米以上の計画を持ってきた場合には、それはだめですよというふうに、のっけから入口のところで拒否しなければならない。果たして、そういうことでどうなのだろうか。あの地域を考えた場合に、今後の朝里川温泉地区の観光振興という意味で、いわゆる滞在型観光を推し進めていく上では非常に貴重な地域であると。そこで、あそこにホテル・旅館というものも必要だろう。いわゆる応募してくる方の中には、3,000平米を超える計画を出してくる方がいる。

そういうことであれば、公募する以前に、今言ったような用途区域の見直しという前提で、地域に入って皆さんのご意見を伺うという作業が絶対に必要だと。それで、これを拙速に、皆さんのご意見を伺わないで、お話しただけで、公募に走ってしまうということは、これも後々に非常に問題がある。

そういった中で、ある程度時間はかかっていますが、組合なり町会の皆さんのご意見をお伺いして、そして、それで皆さんが問題はないということを確認した上で、公募という形にすぐ持っていきたい。その段取りは私どもももうできていますので、そういう形で持っていきたい。

ただ、一つ確認しておきたいのは、我々は、3,000平米以上でなければだめだと言っているのではなく、我々が売却するのは湯鹿里荘の土地だけですから、あその土地に 2,000平米の建物を建てたいからと応募してきたら、これは当然いいのです。後は、価格の高いところに落ちるとい形になりますから、決して 3,000平米以上でなければだめだという、今の施設の制限というものをなくして、いろんな方が公募してくれる形を今つくっているという努力をしている。

○西脇委員

◎ポータラジオの休止について

最後に1点だけ。

ポータラジオが休止の状態ですけれども、これは、現状では港湾機能の施設として不可欠になっています。一体どうするつもりなのか、この点だけ伺って終わります。

○（港湾）港政課長

本会議でもご答弁を申し上げておりますけれども、私どもといたしましても、今、休止状態にありますが、港湾設備、港湾管理上の一つの設備として必要なものだと考えております。

今、休止状態にありますがけれども、通信資格を持っていらっしゃる方を雇用して、何か立ち上げてみてはどうかという業界側のご意見もありますので、それは皆様のご意見を伺うと同時に、石狩湾新港管理組合も一緒に機器を使ってポータラジオをやっていて、今、休止状態にありますが、そちらとも一緒に、今どういうふうにして再開に向けてやっていこうかと協議をさせていただいております。なるべく早く結論を見出したいと思っております。

○委員長

それでは、共産党の質疑を終結いたします。

自民党に移します。

○次木委員

◎商工信組の破たんについて

何点かお尋ねをいたしたいと思います。

商工信組が破たんをいたしましてから、小樽市内の経済界の皆様を初め、関係者は大変心配をいたしてきております。

そういう心配を背景にして、経済部として速急な対応を、金融制度を初め、対策本部等々を設けられて、いろいろな情報の収集に努力されていることは十分承知いたしてございます。

それで、商工信組が破たんした後、小樽の経済あるいは企業経営に直接影響等があったら、お知らせください。

○（経済）中小企業センター所長

私どもにきた相談というのは、金融機関も含めてですけれども、全体的には 168件ぐらいございます。

そして、特に今回金融機関にお願いして、どのぐらい融資した実績があるかということ聞いたところ、59件で約4億 2,000万ほどの融資、今回の信組絡みの実績があったというふうに聞いてございます。

そういう意味では、小樽経済にどんな影響があったのかというのは、実際のところ、ちょっと承知しえない部分があるのですけれども、こういう融資実績があったということで、それなりの経済活動は行われたのだというふうに思っております。

○次木委員

それは、資金ショートを来して倒産したというような例はあるのですか。

○（経済）中小企業センター所長

新聞報道で破たんした1日か2日後に2件と報道されてございましたけれども、あれは、必ずしも信組の破たんに伴った倒産ではないというふうに私は認識してございますので、今のところ、これに伴う倒産というのは1件もないのだというふうに思っております。

○次木委員

それで、緊急経営安定資金というものを創設されまして、直ちに信組の状況に応じて相談を受け、融資の対応に当たるというようなことで、これまた非常に結構な話なのでございますが、融資をされるに当たって、保証人の条件というものが、予特等においても、あるいはご意見があったかと思いますが、非常に厳しい保証条件がついておるということでございます。

当然、貸す側と借りる側がおるわけで、事が成立するわけでございますから、当然、貸す側としては 100%のノーリスク、回収というものが当然前提にあるわけでございまして、特に、今回は20が80のリスク負担というような区分をいたされております中で、特に、今のような緊急経営安定資金ということになりますと、これらの保証人に、非常に、普通の状態でありまして要求のされなくだりがあるのです。例えば、連帯保証人の資産及び収入確認のできる書類であるとか、また、不動産の登記簿簿本を持ってこいとかというようなこと等が、まだまだ申し上げればありますけれども、時間の関係上割愛しますが、こういう厳しい条件をつけるというのは、いかがかと思うのです。

やはり商工の突然の破たんによって苦しみに苦しみを抱いておられる経営者の皆さん方にすれば、せっかく市がこういう制度を設けてくれたという中で、こういう厳しい状況、これは、何もこういうことは書く必要はないのです。貸す方は 100%の回収ということを前提にしているわけですから、制度融資の中で、強いて市の方で、これも持ってこい、あれもしなさい、これもしなさいということは、決済権のある金融機関が自由に考えることであって、こういうふうな市の制度融資には、こういうくだりは、経営者の心痛むようなことは書く必要はないと私はこう思うのですが、いかがですか。

○（経済）中小企業センター所長

私どもの融資の書類の中に小樽信金からいただいた書類がありまして、その中に資産を書く表がございすけれども、あくまでも信金の一般的な書類の中の一部を使ってございますので、小樽市中小企業センターがその書類を求めたり、また、信金側が必ずしも 100%、そういう資産の状況を調べていることはないのだというふうに聞いて

います。

○次木委員

それは、今言うように、大抵そう言うだろうと思っていた。そうなのです。ですから、あんた方が求めたり、あんた方がつくったものでない、信金の方から持ってきたのだ、それではちょっと市の制度融資としては無責任じゃありませんか。やはり借りる側に立って、本当に苦しんでおられる経営者の皆さん方の身になって、こういう制度融資というのは、貸す側ではなくて、借りる側に軸足を置いていろいろな方法を考えなければならないと思うのです。

たまたま今回は、今までに前例のない20%のリスクを背負いますよと。これは一つ評価できるところでありますけれども、これらを借りる側の苦しんでおられる皆さん方の心が少しでも温まるような、この資金を利用して何とか次の営業を続けたいという勇気の出るようなくだりもなければ、いじめっばなしで、貸す側の論理ばかり、借りる側の論理というものは全く取り入れていないようなものは、制度融資としてはいかがかなと思うのですが、何かありましたら。

○経済部長

この制度につきましては、皆さんにご理解をいただいておりますことについて、まず、お礼を申し上げたいと思います。

今の保証人の関係ですが、これにつきましては、実績の中で見ますと、かなり柔軟にといいますか、例えば法的な援助を受けていらっしゃる方でもいいとか、あるいは、給与をもらっている方で100万、200万の方でも、300万を借りるに当たって保証人になることでもいいというぐらいに柔軟にやっているわけです。そういう中で、今、次木委員がご指摘の部分につきましては、確かに、うちの方が信金から、この部分について、こういう書類で出してもらおうようにしてくださいということで承ってやっているわけですが、確かに、実際に審査するに当たって、そこまで必要なかどうかお聞きした中で、私たちもすんと落ちない部分もありますので、関係書類をどこまで求めるのがいいのか、それについては、信金とちょっとやらせていただきたいと思います。

○次木委員

今、部長から大変心温まるお言葉をいただきましたので、大変ありがとうございます。

それで、なぜ今、この融資だけで厳しいことを申し上げるかということ、市の全体の融資制度を見直さなければだめだ、時代に合わないということ、この数年来常々言ってまいっております。

そういうことでございますから、市の全体の融資制度というものを考えるときに、やはりリスクは怖いのです。リスクは怖いけれども、ある意味では制度融資の特徴というものも大いに出して、借りる側、また、事業を推進する側を勇気づけるような方法も十分加えていただきたいと思いますこととともに、あくまでも借りる側のところに軸足を置いた全体の融資制度の見直しをしていただきたいと思いますということをお願い申し上げておきます。

◎マイカルの民事再生法適用について

それから、マイカルが民事再生法を適用されてから、もう大分日にちがたってございます。

新聞に米国のウォルマート買収というような記事が出たわけでございますが、この記事が出なくても、マイカルの再生法が適用にならない前から、こういうふうなうわさというか、記事の部分も若干出てございますが、これらについての情報は何か取得しておりますか。

○（経済）商工課長

今、ご質問がございましたウォルマート、さらには、それ以外の外資系のスーパー業界だとか、あるいは投資会社というのが、今、次木委員がお話しされましたとおり、今年の春ぐらいから、マイカル自体が中期計画という改善計画を進める中で、株式の売却だとか店舗の売却の対象として、外資系を対象に検討は進めていたようであります。

その中で、ウォルマートともずっと交渉をしてきた経過の中で、先般の民事再生の手続に入らざるを得なかった。その中でまた、今後は民事再生の再生計画の中でウォルマートとの交渉が始まっているというふうにお聞きをしております。

ですから、先般の読売新聞でしたけれども、その報道にウォルマートが見出しに出たときに、マイカル本社は、その夜、ウォルマートに決定したわけではないということでのマイカル本社としての文書も出しながら、今、いろんな企業、外資系の企業との交渉も続けて検討中という内容の文書を出しておりましたので、現在もそういう形を続けられているのではないかなというふうに理解をしております。

○次木委員

◎制度融資について

それで、制度融資の中で今一番利用の多い、前年度と比較して、特に特徴的なものがありますか。

○（経済）中小企業センター所長

小樽市の制度融資ですか。

○次木委員

制度融資です。そうです。

○（経済）中小企業センター所長

特徴的なことというのは、融資の件数がだんだん少なくなっているというのが、まず第一義的に言えることだろうと思います。

○次木委員

額等もかい。

○（経済）中小企業センター所長

額等もです。

それから、依然として多いのは、やはりマル樽資金です。ほとんどがマル樽資金でございます。後の資金は数件程度とか、四、五件という状況でございます。

○次木委員

今のマル樽制度も非常に重宝がられて、経営者の皆さん方にも非常に喜ばれていることは十分承知いたしております。

それで、問題は北海道信用保証協会なのです。銀行にすれば、保証協会の保証を取りますと、日銀に貸しているようなもので 100%の回収ですから、貸す側にすれば、どなたも保証協会をつけれとって、その中で、またマル樽も保証協会の保証を得ることとなっています。

ですから、これらについても今言う全体の融資制度の中で見直していく。何も市の方から保証をつけれとか何をつけれとかということではなくて、あくまでも貸す側の判断によっては、これは無担保、無保証でもいいとか、あるいはまた、これは北海道信用保証協会をつけてもらわなければいかぬとか、どうかこうとかというようなこと、いろいろなことがあるにしても、それは、貸す側の意見、論理なのです。

ですから、市の方から改めてまた、こういう文書にして、保証協会は、これはつけるものだというなどということはないというふうに考えるわけですが、時間が大分経過しておりますから、併せてお聞きしますけれども、経済部として、今、経済部で行っております、官がやっておる、それから民に今後委託をしていく。それから、港湾部も同じように名称を挙げて説明してください。

○経済部長

マル樽についてですけれども、マル樽については、北海道保証協会に預託する制度でございますので、それを信用保証会の保証付でなしとやるのは、ちょっと難しいのかなというふうに思っております。

そういう以外の資金については、今のところ金融機関の定めによるということで、いろんな形ではあり得ていますが、マル樽は、そういう意味では、信用保証協会との契約条項というのは、そういうふうになってございますので、難しいのかなというふうに思っております。

○次木委員

その後の答弁をいただく前に、今のマル樽ですけれども、今3分の1ですか、銀行と小樽市と協会ですね。そうしたら、それで一つの出資をつくっているわけです。そのことについては十分承知できますけれども、今後の融資制度全体を見直してみる、再考してみるというようなことでございますから申し上げますが、現在は、そういうようなことでありますことは承知をいたしておりますけれども、特に、保証協会に対して、なかなかお忙しいから、そうそう顔を出したり要望したりすることは難しいにいたしましても、何と言ったって、やはり保証協会の緩和と経営者の実情等々も理解をしてもらいたい意味で、行政サイドとして、中小企業センターとして保証協会の方に行って、ぜひできるだけ配慮をして欲しいという努力も、また中小企業の育成にも、また資金繰りについてもなろうかと思っておりますので、よろしく頼みます。

○経済部次長

ただいま、次木委員から信用保証協会のお話がありました。

今回、信組の破たんを受けまして、市長も、信用保証協会小樽支所はもちろんでございますが、札幌にございます本部の方におきまして、直接、所長にいろいろご相談いただいた経過もございまして、やはり今回、信組の破たんということも一つございましたけれども、そういった意味で、信用保証協会といろんな意見交換する場というのが最近特に増えてございますので、ただいまご指摘のようなご意見につきましても、いろいろそういう懇談の機会をとらえまして、こういうご指摘があったということで伝えておきます。

○（経済）商工課長

官から民へのお話ですが、私のところで言いますと、例えば、それぞれ今現在は商工会館、それから、産業会館とか運河プラザとか、そういう施設関係の管理の委託ということをやっておりますし、ほかの課も含めて、施設関係は、そういった形の委託を現在やっているところもあります。

ただ、今、経済部内の各課で持っている業務の中で、これを民間へ移行したとき、民活といえますか、そういう形での検討を早急に進めている部分は今現在はないということでご理解をいただきたいと思います。

○（港湾）港政課長

同じく施設の管理の部分につきましては、細かな部分で、いろいろな公園の施設ですとか、ゲートの施設ですとか、一部委託はしてきてございます。

これから、港湾部として抱えております民間の委託については、ご存じかと思っておりますけれども、引き船の民間委託が今一番大きな課題として抱えてございます。

これは行革にも関わってございまして、15年までの計画の中で何とかなし遂げたいと思っております。

○次木委員

それで、ぜひ一ひねり二ひねりやっていただいて、経済部の方でも、時間がありませんから、この問題には余り触れませんが、ぜひ官から民へというようなことが言われております昨今でございますから、経済部の方も港湾部の方も積極的に、長時間をかけるということではなくて、短期間のうちにそういう結論を出して、市民の皆様方のご要望にこたえていくというようなことを努力していただきたい。

◎運河プラザの物販廃止について

それから、今日の新聞でしたか、何日か前の新聞でしたか、運河プラザの物販を廃止するというような記事が出てございました。

大体発想が違うのではないかと思います。売れないからやめるのではなくて、売れるようにして、努力すると

というのが商売ではないですかね。これはどういうふうな状況になっているのか、ちょっとご説明をしてください。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

今ご指摘ございました運河プラザの活用についてでございますが、本年の5月に小樽観光協会の総会におきまして、時代の流れに合わせて運河プラザの活用を変えていく、改めていくということが総会の中でも出まして、それ以降、観光協会の中では、今現在の運河プラザの中でも、固定物販をそのまま続けることについては、9月末をもって一応終了する、時代の役割を終えたということで認識をしております。今現在は、10月以降につきましては、物販は全部取りやめるのではなくて2番庫に集約をした形で物販をする。それから、1番庫につきましては、観光情報の提供をするコーナーを設けるという形で、今、今月の理事会で当面策として出ております。

○次木委員

今あそこに入りまして物販がないということは、私どもは、小樽市に住まわせていただいて、たまたま見に行くにつきましても、最近は活力がなくなったなというような感じがするのですが、物販部門もなくしますということは、一層さみしさを増すのではないかなというふうなことが感じられるわけでございます。

確かに、一つの役割をなしたと言え言えないわけではない。だけれども、観光などというものは無限なものなのです。まだまだやはり伸びる。また、時によっては停滞をしていくというようなものでございますから、ぜひそういう消極的にならないで積極的に、どうしたら、これが開店した当時のにぎわいを生み出すかということの方に力点を置いていただいて、売れなくなったから、これに変えなければいかぬ、あれに変えなければいかぬ、これは閉鎖しなければいかぬということであれば、この先、小樽の観光というものがまことに心配されるというような状況にありますので、ぜひその辺、余り消極的にならないで積極的に、積極的に言っても市の財源を投入することではないです。ですから、自己努力によって事をやるということに、いろいろなご意見はご意見として承りますが、ぜひ努力していただきたいということをご要望申し上げます。

◎観光振興室及び観光事業課の業務について

それと、観光振興室と観光事業課というのがあるのですが、これどのような仕事をしておられるのですか、個々にご説明いただきたい。

○観光振興室長

課ごとでいいですか。

○次木委員

課ごとで。

○（経済）観光振興室観光事業課長

観光振興室というのが一つできまして、その中で観光事業課と企画宣伝課と二つに分かれています。うちの観光事業課については、基本的に施設の管理が主でございます。あと、潮まつりとかイベント、それらが主な仕事としております。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

私のところの企画宣伝課は、観光誘致係と企画振興係というふうに二つの係になっていまして、観光宣伝あるいは観光誘致、それから、これからの観光振興策といったものを企画するということです。

○次木委員

それで観光振興室というのは今年でしたか。今年でしたね。それで観光振興室というのが去年までなかったわけです。今の言う、これができたことによってどういったメリットがあり、それから、これがない場合にどういうデメリットがあったのですか、説明をいただきたいと思います。

○経済部長

観光振興室をつくった経過は、やはり小樽観光というのは年々盛んになってきておりまして、入込みが900万を

超えるとかという状況になりまして、小樽市としても観光都市というふうな位置づけを今後していかなければならないだろうと。それほど大きなものになると、産業的な位置づけまでかかわってきている、そういうこともあったのです。

ですから、対外的にも小樽観光を振興していくためにも、やはり組織的に明確にしておくことが必要ではないかと、それと、体制としても強化をしていくということがなければいけないということもありまして、部内に二つの課であったものを、室ということで、室長職を迎えまして格上げをして今日に来ているわけです。

ですから、なかった場合にどういうデメリットがあったのかということなのですけれども、何と言うのでしょうか、直接的なデメリットということではないのですけれども、一丸になって小樽観光ここにありということを示すためにも、従来よりは、形にして見えるようにした方がいいだろうという意味合いがあって、そういう室・課をこしらえさせていただきたいということでございます。

○次木委員

それと、今、小樽の観光客の入込みの上半期の状況はどうなっていますか。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

上半期でございますが、9月いっぱいまでが上半期ということで、上半期全体の集約はしてございませんが、昨年度のこの直近の比較で見ますと、昨年4月以降は、ちょうど3月末の有珠山の噴火以降、小樽のみに限らず北海道全体が入込みが落ちたということもございまして、そこからしますと、昨年よりは上向いてはいる。7月、8月につきましても、おおむね昨年度よりも伸びているという状況でございます。

○次木委員

前年より上回っているというようなことでございますから、言いかえるなら、観光振興室を設けた成果が出てきたのかなというような感じもしたりするのですが、観光誘致に対して、ぜひ全面的に大いに張り切って努力をしていただきたいということをご要望申し上げておきます。

◎港湾振興室の業務について

それから、港湾部にお尋ねいたしますけれども、同じく、これは去年も論議がございましたが、港湾振興室というのは、現在どのような仕事をやられて、そして、どういうふうな成果までいっているのかいらないのか知らないけれども、とにかく、この室の仕事の内容をちょっと教えていただけますか。

○（港湾）港湾振興室白岩主幹

港湾振興室は、昨年の4月に新たに港湾部に設置いたしました。

業務といたしましては、小樽港の利用促進、それと港湾統計の分析、そして石狩湾新港、この大きな3本を業務としてやっております。

現在、小樽港の利用促進というような部分につきましては、今年の4月から、従来ありました小樽港利用促進協議会と、これは従来から港湾部にあった部門なのですが、それとあと、従来、経済部にございました小樽市対岸貿易促進協議会、この二つのものを今年の4月に統合いたしまして、小樽港貿易振興協議会、そのような形で設立しまして、官民一体となって、航路利用なり、そういうような形のものを進めてきております。

それで、成果につきましては、残念ながら、一般貨物につきましては、年々ちょっと落ちてきておりまして、非常に効果の部分は、言われますと、ちょっと心苦しい部分があるのですが、引き続き、新しい貨物なり既存貨物の誘致、そこら辺の部分を目指しまして企業誘致、そこら辺を励んでまいりたいと思います。

それと、もう1点につきましては、これも何度か答弁させていただいておりますが、現在、小樽港に寄港したい、そういうふうな船社もございますもので、中国コンテナ航路、そのところの部分の開設を何とかしたいな、そのような形の部分で努力しております。

それと、あともう1点につきましては、これも昨年の4月に再開された部分なのですが、定期航路としましては

4年ぶりになりますけれども、日口定期フェリー航路、これが再開しておりますので、稚内航路につきましては、冬の期間は運航しないということなのですが、小樽航路につきましては年間を通して運航しているというような部分で徐々に知れ渡ってきていて、徐々にではありますが、荷物も増えてきております。

その部分の航路の定着化、貨物の増加、定着化、拡大化、そのようなものに向けて取り組んでまいりたい、このように考えてございます。

○次木委員

なかなか努力をされているようにお聞きをいたしました。努力をされても、結果が伴わなければ努力とは言わないのです。大変厳しいご意見を申し上げますけれども、ぜひ結果の出るような努力をしていただきたい、かように思います。

それで、いろいろな情報が私どものところにも若干入ってまいります。小樽港に進出したいとか、あるいはまた、小樽港にこういうご要望を持っているのだとか、あるいは小樽港にこういう施設が欲しいとかというようなこと等を聞いたりもいたします。

ですから、この場では申し上げませんが、ぜひ、そういう声に対して、また、そういう声を聞くべくアンテナを大きく張りまして、その実現方に、そして今、小樽港の貨物の停滞をしている状況を打破する意味においても、情報の集約、情報をいかに先取るかということが商戦において勝つか負けるかという結果にもつながりますので、これあたりも十分ご配慮をいただきますとともに、今以上にご努力をしていただきたいということをご要望申し上げます、私の質問を終わります。

○委員長

それでは、自民党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

○大島委員

◎妙見市場について

西脇委員の質問とちょっとダブリますけれども、妙見市場のことについて、まず最初にお聞きしたいと思います。

先ほどいろいろ質問、答弁を聞いております。

今現在、集約されないで残っている店舗は、A、Bそれぞれ何店舗あるのか。

○（経済）中小企業センター所長

A棟では4軒、B棟では3軒でございます。

○大島委員

それで先ほど、なるべく早い時期に移転をしていただきたいとか、期限を決めないでということでございますけれども、私も市場を回って見ております。

今年は、7月ですか、手宮方面で放火が非常に連続いたしまして、そのことがちょっと気にかかっていたのです。管理がどのようになっているのか、このことについてお聞きいたしますけれども、A棟、B棟にそれぞれ残っているわけですが、これらの管理、特に夜間の管理はどのようにしているのか、お聞かせください。

○（経済）中小企業センター所長

管理については、妙見市場組合が業務委託してございまして、その管理をしてございますけれども、夜間については無人でございまして、シャッターを閉めてという状況だろうと思います。

○大島委員

先ほど、残っている方の理由といいますか、答弁もいただきました。それは皆さん、いろいろな事情があると思います。

しかし、せっかく市が集約を決めて、効率を図って賑わいを取り戻そう、そういう取組をしていたわけですから

ども、残念ながら、諸般の事情があって移転できないということでございます。

また、組合から、移転について支援をして欲しいという要望といいますか、出されておりますけれども、実際に移転された方にはどのような対応をしたのか、そしてまた、資金的な面だとか、そういうことで移れないという店舗については、何らかの方法がないのか、そういう面で移転できないというのであれば、何らかの方法で救済の方法はないのか、その点をお聞かせください。

○（経済）中小企業センター所長

妙見市場から、今回の移転集約に対して経費の一部負担ということで要望がございまして、さきの第2回定例会において、250万ほどの補助金ということで予算化していただいております。

支援の基準といたしましては、移転費用及び製作費用ということで、簡易な設備の費用については、かかる費用の2分の1、それから、移転に当たっての必要な電力・動力工事は家主としての立場もありますので、それは100%としました。

それから、冷蔵庫等大型の耐久財を買う場合には、耐用年数にもよりますけれども、最低20%の補助、それから、移転雑費を払うということで、今、算定をしておりますけれども、240万ちょっとぐらいの補助ということで行っております。

○大島委員

240万円じゃなくて250万円ぐらいでないですか。

○（経済）中小企業センター所長

1軒だけ途中で移転すると言っていたのですが、年度内に廃業したいということで移転をやめましたので、その部分が若干減するという部分で240万円です。

それから、もう1点でございますけれども、何らかの理由によって今回移転されなかった方がございます。引き続き組合側から理解を求めながら、移転をしていただきたいという説得をしていただこうと思っておりますけれども、その方たちに対しても、今回と同様な資金援助を考えていきたいというふうに考えてございます。

○大島委員

移りたいのだけれども、今の支援の基準からいくと、自己負担の分がかさんで移りたくても移れない、資金の負担分が。そういう店舗というのはあるのですか。

○（経済）中小企業センター所長

私ども、組合側から聞いているお話の中では、お金のことで移らないと言った人は、直接的には聞いてございません。どちらかというと高齢者が多くて、あとは、今、特にA棟の方なのですが、あそこはちょうど通路というか、道路に面している建物なものですから、条件がいいというような判断もあって移りたくないという方がいらっしゃるというふうには聞いてございます。

○大島委員

私も妙見市場の外で10年近く直営の売店で納豆、豆腐を売っておりますので、皆さん方よりも条件はよく知っております。

そういうことからいきますと、残っている人方、何とか、何とか、何とか、何とかしなければ、かといって強制的にできない部分があるのだろーと思いますけれども、組合任せでなくて、今お話を聞きますと、組合に任せているようなお話にとれるのですけれども、組合任せでなくて、組合ともっと一体となって、もっときめ細かな実情調査をしていただきたい。

そして、前段で尋ねたように、確かに支援の基準はある、しかし、もう少し支援していただければ移りたいという方がいるかもしれない。その辺も再度、組合任せでなくて、組合と一体となって調査をして、当初の目的達成のために、さらなる努力を期待いたしますが、いかがですか。

○（経済）中小企業センター所長

私も、この集約事業に対しまして、かなりの頻度で妙見市場のC棟の上にある会議室に赴きまして、何度かいろいろと組合の役員さんとも協議しましたし、中に入っているいろいろと実情を、委員ほど行ってないかと思えますけれども、それなりにやってきました。

（「10年やってきた」と呼ぶ者あり）

私、まだ2年目なものですから、それほど行っていませんけれども、それなりに努力をしまいたいというふうに思います。

○大島委員

私の言いたいのは、直に話すことも大事だと私は言っているのです。面談をして、そういうことをやってください。そうすると、組合からもまた違った返事が返ってくるかもしれません。その辺で判断をしていただきたい。それを言っている。組合の会議室へ行ったってだめですよ。もっとやはり、実際に店に立っている、経営している方と話すことがいい方法が生まれる可能性が十分にあると私は確信しております。その点、もう一度お聞かせください。

○経済部長

先ほどの答弁の中で、組合を通じというお話をしたのですが、管理委託の関係があって、そういうふうな考え方でお話ししたのですが、やはりオーナーは小樽市ですから、そういう意味合いの中で、A、BをCに集約するという方法は、組合も了解し、小樽市も了解しておりますので、やはり早期にそこへ持っていく必要は当然あるわけです。

そういうことからいいまして、組合にお話しすることはもちろんなのですが、小樽市としても組合と協議して、小樽市が出ていって直接お話しすることがいいということになれば、その辺については出向いていって、どういう事情があるのかも含めて、いろいろとお話合いをしてみたいというふうに思っております。

○大島委員

よろしく願いいたします。残っておられる方も、皆さん顔見知りでございます。そのようなことから、ぜひ、十分意をくんでいただきたいと思います。

◎マイカルについて

次に、マイカルの関連で質問といえますか、先ほど来、マイカルの関連で滑らかなご答弁をいただいております。

私が昨日いただいた資料によりますと、小樽の場合は大変難しい状況にある。最悪の状況を迎えるのではないかと、来る前にも、市内のある方から電話をいただきました。

私のところに届けられた資料を見ますと、民事再生法になったあの日の出来事が、時間を書いて、4ページにわたっていきさつが書かれている資料が手元に届いております。

その結果から、大変厳しい最悪の状態が余り遅くない時期に、そういう事態になるのではないかと、そのように助言をしてくれている方がございました。

信組が破たんをしたということで行ったときに、それも大事だけれども、マイカルの危機というのは8月に来るぞ、的確な情報を収集してくれと、そのように商工課長さんをお願いをした経緯がございます。

今また、同じ方から、大変な事態になるのではないかとという情報をいただいておりますので、これまた、的確な情報を集めてきていただきたい。

そして、そうなったときには小樽市としてはどうするのだ、そういうことも含めて考えていただきたい、取り組んでいただきたい、そのように思っております。部長さん、いかがですか。

○経済部長

確かに、今現在、再三お話ししておりますように、OBCからは、そのときそのときの正確な動きといえますか、

そういうものの情報がなかなか得られていないのが実態なのです。

それは、マイカル本体の中で、子会社全体をどういうふうにしていこうかということについて、今、一生懸命検討している中で、ＯＢＣそのものに、本体からの情報が100%届いていないのかなというふうには思っております。

そういうこともありますけれども、今のＯＢＣに万が一のことがあるとすれば、地域経済はもちろんなのですが、雇用を含めて相当大的な影響があることは明白でありますので、できるだけ情報を収集するということを今後も続けていきたいというふうに思っております。

それと、この後の影響というものについてどう対応するかというのはあるのですが、その辺のところをＯＢＣが今後どういうふうな動きを展開していくのか、法的処理をやっていくのか、あるいはまた、違う方法があるのか、そこら辺がある程度見えてくることによって、市としての具体的な対応もできると思いますので、その辺を注意深く見守っていきたいというふうに思いますし、それに合わせた対応についても積極的にやっていきたいと思っております。

○大島委員

今、商売をやっている方々が、商工信組の破たんとか、もう死活問題です。

先ほど、センターの方にも借りに行っているのですか、申し込まれたと言っていますが、民間には、もっと簡単に借りられるところがあるのです。そっちの方にいってしまうのです。

それは、次木委員からも指摘があったように、保証人の問題とか、大変厳しい状況にあるのです。次木委員にしても、ここに何人かご商売をやられている方、あるいは私も含めて経験をしています。そんな生やさしいものではございません。

見てください。ニチイの小林社長さんを参考人として議会で呼んだことがあったでないですか。共栄共存という言葉を書き込んで使っていました。その共存共栄と言っていた本体が、このような状況にあるのです。

本当に商売というものは大変だということは私も骨の髄までしみ込んでおりますので、先ほども、貸す立場でなくて借りる身になって、所長さんも役所に入って、もう随分長いことになるのだらうと思いますけれども、借りる身になってあっせんをしてほしいということは、前回の委員会でも申しております。

さらに、そういう気持ちを持って訪ねてくる市民の方々と接していただきたい、そのようにお願いをいたします。

◎港湾部が売却した土地の境界について

次に、港湾部にお尋ねします。

港湾部には、市民からの相談で港湾部が売却した土地の件で、担当の課長さん、あるいはまた、部長さんとも本人がお会いをして、これはご承知のように、小樽市が両方売却した土地の境界のことでございます。

早い方、遅い方ということになれば、前者、後者ということになれば、十何年も開きがあって、そんなことで何度か本人とおじゃまをした経緯がございます。そしてまた、大変お力をかりたことも知っております。しかし、いまだ解決はしておりません。

今、前に買った方は、市長を訴える手続を準備していたそうでございますが、たまたま体調を崩されまして、今、そういう活動はできていない、そこまで来ているのです。

そういうことから、両者の仲介の労を今まで以上に接していただきたい、交渉していただきたい、中に入ってもらいたい、そのように思っておりますが、本人は、土地を売った小樽市の責任だ、そのように訴え続けております。この点についてどのような考え方をしているのか、部長さん。

○港湾部長

今お話がございましたのは、たしか58年ころかと思っておりますけれども、港湾部で未利用地を地先の方々に土地を譲ったわけですが、私どもも経過をちょっと調べてみますと、確かに、58年、それから平成3年ころだと思いますけれども、それぞれの方々が、うちの方の土地を買われたときに、当然、土地の立会の承諾をして、双方で立

会いをしているという事実もございまして、確かに私どもで売った土地でございますけれども、そのとき、お互いに、そこのくい確認というのはされているというふうに我々は認識してございましたので、この問題については、確かに市で売った土地でございますけれども、行政サイドが中に入っていくのはなかなか難しいなという意識の中で、お話を賜っておりました。

それで、先般来られて、いろいろお話を聞いた中で、できることであれば、私どもも、ある程度、中に入って解決ができればと思ひまして、何度か足を運んだ経過はございます。

そんな中で、なかなか双方の言い分が双方に伝わらないということもございまして、先ほどのお話のように、まだ解決に至っていないわけですが、今、お話がありましたように、私どもの方にお願ひの手紙も来てございます。

これにつきましても、再度、その後、どういう形で話が進んだのかということで事情を聞きたいということもございまして、私ども連絡を取りましたところ、先ほどお話のありましたように入院されているということでございますので、まず一つは、退院されてから、どういう事情か、その後の経過を、どういう話をしたのか聞かせてもらひまして、私の方でできることがあれば、そういうことをちょっとやってみたい、こんなふうに思っておるところでございます。

○大島委員

お願いします。

○委員長

それでは、市民クラブの質疑を終結し、公明党に移します。

○秋山委員

◎小樽運河プラザの活用について

一番初めに、先ほど次木委員も質問していらっしゃいましたけれども、第2回定例会でちょっと質問した関係上、運河プラザに関連してお尋ねしたいと思います。

2定のときの答弁は、先ほど答えていらっしゃったように、撤退するのだという形で答弁はいただきました。

昨日の新聞を見ましたら、縮小という形で残したのだと、10月以降は2番庫の方に集約するのだという部分で、なぜそうなったのかなという推移と、あと、運河プラザが北運河に観光客を導く玄関口として重要だととらえられているという部分に関してのお考えをお聞きしたいのですが。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

先ほどの次木委員へのご回答の部分と重複する部分もあるのですが、5月の総会におきまして、正確に申し上げますと、小樽観光協会の会長は、あいさつの中で、これまでの物販は9月いっぱいをもって取りやめるということでお話をされました。

ただ、これまでも物販ということで、これまでというか、物販をめぐって、その間、総会以後、協会内部でも議論が続出したということで、物販は続けるのかどうかということでは、今までのと言いますのは、固定した形で1番庫、2番庫を使って物を売ろうということではなくて、片方では、例えば、イベントを打つ形で物販を続けると。物販の形態をめぐって協会内部でも意見が分かれました。

9月を迎えても、いまだにどちらの形態にするかということでは意見がまとまらなかったということで、先ほども申し上げましたが、10月以降は来年の3月までということで、当面の策として、先ほどお答えをいたしました物販を2番庫に集約する。それから、あいた1番庫におきましては、観光情報を提供するという、このプラザの設置目的に沿った形で当面は活用を考えていく。その期間の間に14年度以降のマスタープランと申し上げますか、将来にわたっての活用策を打ち出していくということで、今、話は一応の決着を見たという感じでございます。

それから、北運河の玄関口でございますが、2定でも、その点につきましては、ちょっと触れさせていただきましたが、同じ小樽運河と申し上げても、北運河は昔ながらの、いわゆる小樽のノスタルジックな景観というのがよく残っている地域でございます。なおかつ、製作体験も含めた工房も軒を連ねているということからいたしますと、今現在、観光客の流れが反対側のメルヘン交差点を中心としたところにあるということで、それとは反対方向の北運河方面にも観光客の入込みを進めていこうという意味では、運河プラザは、その北運河に向かう導入部というのでしょうか、玄関口というふうに当たるだろうと。その玄関口に当たる運河プラザを活性化させていくというのは、北運河の振興という点にもつながっているという意味で、玄関口というふうに申し上げました。

○秋山委員

具体的にどのような形で活用していくということは、まだ検討中なののでしょうか。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

具体的にということでは、期間の延びました間に決めるということになっておりますが、やはり年度末までに決めるとなったら、すぐに立ち上げることは難しいということもございまして、小樽市と観光協会の間では、年内をめどにマスタープランを構築するということでは、今、基本的な認識になっております。

○秋山委員

この中で、2番庫に移した後に、後志管内全体の観光パンフレットを集めて置いて、観光情報センターとして活用していくという文章が載っておりますけれども、ただ、パンフレットを置くだけというのではなくて、そのほかの考え方というのは、今のところはどうなのでしょう。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

パンフレットを置くだけということは、昨日の北海道新聞では、そういうことだったと思いますが、それをもって、観光情報センターということには当たらないというふうに思います。

ただ、今現在、方向を変えて考えておりますのは、小樽市の観光パンフレットだけではなく、小樽市は、それを北運河の玄関口というふうに申し上げましたが、それだけではなくて、後志地域の玄関口というふうにも認識をしてございますので、そういう意味では、後志全域の観光パンフレットを運河プラザに集約することによって、観光客にそれを配布したり、あるいは手渡しをしていくということで考えていきますと、それは今、仮称ではありますが、観光協会側では、観光情報図書館といった名前も浮上しているようでございますので、そういう図書館的な雰囲気をもここに持たせていくと。なおかつ、紙媒体だけではなく、ビジュアルの面でもパソコン等を活用して観光情報を提供していく、そういうふうな両面の、あるいは多面的なといいたししょうか、そういった面で観光情報を的確に観光客にお伝えしていくことによって、プラザの役割というか、設置目的は十分に果たされるのではないかとこのように考えております。

○秋山委員

今、図書館等の活用というお答えがあったのですが、図書といっても、ビデオで見るとか、いろいろな形、映像で見るという図書もありますし、私も、後志管内の観光地、また市内の観光地を映像で紹介する場所なんかも設けられたらどうでしょうかと言おうとしたのですけれども、既にその構想の方向性もあるようですし、何とか観光客に親しまれるプラザとして、活用していただければなという思いを込めて、今質問をさせていただきました。

◎小樽の観光事業について

続きまして、小樽観光室長さんが、ある会の小樽観光に関してパネリストとして参加されたという記事が載っておりましたけれども、そこで出された意見なんかをどのようにとらえられて、それをどのような形で観光に役立てていきたいと考えられたのかと思ひまして、ちょっとお聞かせください。

○（経済）観光振興室長

この土曜日にあった道新主催の街角トークの話かと思ひますけれども、私が出席させていただきまして、小樽観光

の現状、これからの課題の2点でお話ししました。

その中で、最終的に、来られた方の質問も受けて、それから、ほかの民間の立場のパネリストもいましたので、そういった中でのご意見が2点ありました。1点目は、我々行政サイドの方もそう思っているのですが、今、小樽観光はこれだけのぎわいがあるのだけれども、一つの転換期を迎えているのではないかと。これだけの集客が図られて、それが短期間の15年の中で、運河を中心にマイカルという追い風もあって、860万を数えましたが、いわゆる個人行動化と。昔の団体旅行から、非常に少ない人数の旅行が増えてきている。これは全国的な傾向として数字にも出ています。そういった方は、いわゆる観光スポットなりの、ニーズが非常に多様化していますので、運河、それから堺町に頼っていた観光では、やはり今後はいかがなものかと。

そういった意味での転換期で、来る方も変わってくるし、観光を受け入れる側も変わっていかねばならない、そういう時期なのではないかということで、パネリストの方も、それから来られたお客さんも、そういうご意見があります。そういった点では一致しています。

そういった面では、我々のこれからの事業展開、いわゆる観光スポットを公募した中で選定して百選として情報提供する。いみじくも、大阪から5年前に住みついたという方が、そういった情報、運河とかそういうのはわかるのだけれども、それ以外の観光スポットの情報というのは非常に少ないんじゃないかというご意見がありまして、その方には、今、来年のゴールデンウィーク前に、そういった新しい観光ルートを提供しますということでご理解をいただきましたけれども、そういったものが一つあります。

それから、私どもが言ったように、今、委員もおっしゃいましたように、今後は、やはり後志管内のいろいろ広域観光というものを考えていかねばならない、そういったこともありました。

私も4月からこの職についてまだ半年ぐらいしかたっていませんが、ああいう場に出て、逆に言うと私も勉強しているということなものですから、私にとりましても非常に有意義なトーク会だと思っております。

○秋山委員

道新の記事によりますと、おもてなしの心に関しても、何か意見があったという部分で、直接そういう市民の方というか、触れるということは、今おっしゃったように、新鮮な、新たな、私方がわけがわからない話をするよりも、新たな思いとして感じられたのではないかなと思って聞かせていただきましたが、おもてなしの心に関してはどうでしょうか。

○（経済）観光振興室長

今、ちょっと観光の変化にだけ特化してということを言いましたけれども、私が課題として挙げたのは、一番最初に、先ほど現状と今後への課題と、今考えて取り組まねばならない問題ということで、一つ目に、ホスピタリティの問題、もう一つは、滞在型通年観光の問題、そして広域観光の問題、この三つが今後の小樽の課題であると。

前段で私が言いましたのは、ホスピタリティにつきましては、やはり皆さんにご理解をいただきたいというふうに提示したのは、やはり、これはしきりに言っていますけれども、15年の間に、これだけの観光客が一挙に急速に増加したという中では、実際問題として、市民の観光客に対するホスピタリティというのは、非常に弱い面があった、それは認めざるを得ないと思います。

ただ、これは、街角トークの会場にも来ていましたけれども、4月に小樽おもてなしボランティアの会、これの35人の会が発足しまして、こういった一つ一つの輪が広がっていけば、これも一つの大切なホスピタリティの向上だというふうに思います。大分前に新聞に載っていましたが、町会で、いわゆる道路わきに、皆さんで花を植えて環境整備をしていく、こういったことが観光客を迎える一つのホスピタリティで、これが広がっていけば大きな役割を果たすと思います。

もう一つは、常に言っていますけれども、観光客はリピーターが非常に多いと。道内客の7割から9割がリピー

ターだ、こういった方々に、小樽にさらにまた行きたいなと思っていただくためには、やはり新しい観光資源とともにホスピタリティというのが、市民の皆さんが観光客を普通に迎える、そういうふうなホスピタリティ、そういうものが必要じゃないか、それを強く感じております。

○秋山委員

私の友達も、小樽に来ると、ほっとすると言うのです。ここが小樽のいいところじゃないかなと思います。

せっかく、ほっとくつろぎに来ているのに、嫌な思いをして帰させるということが、もったいないというか、情けないという部分をすごく感じますので、こういうところを、今後、ホスピタリティを市民につなげていく運動というのですか、地道であろうけども進めていただければと思います。

◎運河公園における遊具施設について

最後に、北運河の方で何か盛り上げるといって行われたそうなのですが、その北運河の運河公園についてちょっとお尋ねしたいと思います。

前にも何回か質問をいたしました。遊具施設の件で、床なのですけれども、あれはどういう床面になっておりましたか。

○（港湾）工務課長

運河公園の遊具棟の船宿の歩道の件ですけれども、遊具棟の施設につきましては、床面が土の歩道ということで、以前は若干土ぼこりが立つということで、表面の改良工法を工夫して改良した経過がございます。

○秋山委員

特に、公園の中でも、小さい子供たちが一番喜んで活用している施設じゃないかなと、いつも思っているのですけれども、活用度が高いだけに、かなり床の方がめくれているとか、掘れているとか、それと同時に、すごくほこりっぽいのです。一生懸命に走る。それと同時に、舞い上がるという感じが常に見受けられますので、そういうことに気をつけていただければ、また、お母さんも安心して子供さんを遊ばせることができるのではないかなと思いますので、その部分をもう少し検討していただければありがたいと思います。

○（港湾）工務課長

今言われた点につきましては、遊具の利用状況だとか、再度、現地の方を確認いたしまして、例えば運動靴のかかとでこすられたりしますと、あそこで使っている土の粒子が細かい粒子を使っていますので、どうしても舞い上がってしまうということがございますので、例えば、滑り台みたいなものの下のところにはゴムマットみたいなものを敷くとか、そういう一番削られやすいところの対策についても、もうちょっと研究して対応してまいりたいと思っております。

○秋山委員

見ていただければわかるかと思うのですけれども、船の形をして、その下は、全部何か、何と言うのかな、土とか、ほこりが舞っていて、あの下を子供たちが走ると一緒に舞い上がるという状況がずっと続いている感じなものですから、もう一回きちんと見ていただければわかるかと思えます。

○（港湾）工務課長

私が行けなくて、現地の状況等を担当の方が写真を撮って、写真でちょっと確認させていただいておりますけれども、今言われた遊具施設の部分と下の部分がかなり削れていまして、ここは、以前にやったのが、通路上を主にやったのですけれども、あそこの部分は、余りそういうような手を加えていなかったもので、今回、そういう状況等がわかりましたので、その辺を含めまして改良工法を検討してまいりたいと思います。

○秋山委員

関連して、何か大変細かいことばかりで申しわけありませんけれども、芝生のところに二人か三人乗って座るぶらんこがありますが、あの下がコンクリートになっております。でも、雨が降った次の日あたりは水がたまるとい

うことで、もう一工夫してしていただければ、安心してまた今後使用できるのじゃないかなと思います。

それともう1点、休憩施設の件なのですけれども、活用状況をちょっと教えていただきたいのですが、前に、いすとかベンチがありませんでした。ずっとああいう状況だったのでしょうか。

○（港湾）工務課長

まず、最初のぶらんこ周辺の水たまりの件なのですけれども、運河公園のぶらんこが置いてありますところにつきましては、歩道は、コンクリートというか、先ほど申しました土の舗装で固めているところです。

それで、若干利用される頻度の高いところにつきましては、やはり削られてという部分がありまして、あの辺の通路で遊ぶものは、全体に芝生側の方に勾配をつけて水がたまらないようには配慮しているのですが、やはり靴でえぐられたりだとかという部分があって、そういうところは若干水がたまってくる状況があるのかなと思います。

その辺は、今日もちょっと現地に見にいったのですけれども、天気がよくて、雨が上がった後で、ちょっと水たまりは確認できなかったのですけれども、今後、雨が降った後なんかに現地を確認して、水たまりの状況だとか、改良方法についてちょっと勉強したいと思います。

それから、遊具棟の中の状況ですけれども、以前、遊具棟の中に、着脱式のテーブルといすを置いてありました。イベントがあって支障があるときには、それを外して利用するということもありましたが、そんな形で、何かイベントに使うときに外したりできるというような状況にはなっております。

○（港湾）港政課長

もう一つは、休憩棟の方の利用状況なのですけれども、4月から11月まで開放しておりまして、月平均に約600人程度が休憩を含めてご利用になっております。それから、その中でも、最近、大きなイベントがありましたときに、あそこの中に機材ですとか、雨になった場合の収納とかという形で、何とか最近そういう占用的なご利用をいただいているという状況もあります。

○秋山委員

いずれにいたしましても、一番活用が高い場所だというふうに、今後、北運河も含めて、観光客がずっとめぐって歩ける、そういう場所にしていただきたいなと思ひまして、以上、質問を終わらせていただきます。

○委員長

それでは、公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○渡部委員

◎道内港湾の動静について

まず、港湾部にお聞きいたします。

道内港湾の動静についてどのようになっているか、お聞かせください。

○（港湾）港湾振興室白岩主幹

港湾動静のお尋ねでございますが、ちょっと観点は違うかもしれませんが、一応、平成12年度の全道の海上出入り取扱貨物量、この分を申しますと、前年と比較しまして、北海道全体としましては1.1%で約2億3,600万トンの取扱量でございます。

そのうち、苫小牧が約9,070万トンということで、全道の38.3%、そして2番目が室蘭港で19.7%、そして3位が函館、そして4位が小樽、釧路が5位というような形になりまして、この5港で全道の91.7%の貨物量を占めているような状況でございます。

このように、1位、2位が苫小牧、室蘭ということで、太平洋側の2港で全道の58%を占めている、このような状況でございます。特に苫小牧におきましては、11年と比較しますと730万トン、8.8%ほど伸びておりまして、他港と比較しましても、取扱貨物量が大幅に増加していて、一極集中とよく言われるのですが、ここの部分の傾向

がまださらに進んできている状況なのかな、全道的な部分ではそのように考えてございます。

それで、全道各港の動向についてでございますが、私もなかなか情報を得る部分がなく、例えば開発局で出しました港情報とか海域新聞、このようなものの情報よりないのですが、その中で言いますと、苫小牧港につきましては、北海道では唯一の中核国際港湾として、より一層の拠点性、ここの分を強化しようというような目的で、苫小牧利用効率化推進会議を立ち上げまして、苫小牧港の24時間フルオープン化を検討する、このようなことを決定されております。

留萌港では、道北各地の商工会議所だとか観光連盟、これらで組織しますフェリー就航促進道北連合会、その会が商船三井のフェリーを利用して、苫小牧を経て茨城県の大洗港までフェリーの試験運航をこの10月に予定しております。そのような情報も得ております。

また、釧路港では、国際化や物流拡大を目指しまして、これも港の協会だと思うのですが、釧路港湾業界、それが外貿コンテナの定期航路誘致のために8月に韓国を訪問し、来年の秋には、定期航路が開設される見込みがあるのではないか、そんな情報も得ております。

さらに、石狩湾新港におきましては、韓国の釜山港と定期コンテナ航路を開設している韓国船社の現在動いています興亜海運と汎洋商船、この2船社が今やっているわけですが、それぞれ利用企業の利便性を高めるといいいますか、そのようなための協調配船を実施するとともに、汎洋商船はコンテナ船を大型化した、このような情報などを得ております。

道内各港におきましても、グローバル化の視点とボーダレス化、このような状況の中で、アジア近隣諸国とのコンテナ航路開設とか、拡充の動き、そして規制緩和に対する動きが出てきているのかな、このように考えております。

小樽港としても、これらの動向を注視しながら、先ほどもお話がございましたように、情報収集の重要性、この辺は認識しておりますので、この辺を踏まえながら今後活動していかなければならないだろう、そのように考えております。

○渡部委員

今お話があったように、それぞれの港で懸案とされていたこと、それから運動として進めてきたことが、実際、留萌で言うと来月の9日ですが、試験運航としてフェリーを走らせるという面が出ています。

それで、釧路も、今お話がありましたように、まだ定かなことではありませんけれども、釜山航路を来年の秋には何とか就航をさせたいということです。

小樽港の現状という面から見ていくならば、第2回定例会で日本農産工業の飼料原料の牛の部分、今度は15年に撤退をしていくということと同時に、いわゆる工場を閉鎖していく。コンテナについては、なかなか進んでいかない。

ただ、他港にないのは、ロシア船の就航といった面ですけれども、現実に掲げてきた、いわゆるポートセールス、あるいは港湾の振興という面では、まだそれまでいき切っていないのかなという状況にあるわけです。

お話がございましたように、特に去年の秋から海上運送法の改定、それから規制緩和の施行といった面で、何回もお話が出ているように、減価コストの削減あるいは物流コストの削減といった面で、船社、荷主、メーカー等、いわゆる優先便宜の政策が港湾の中にも、あるいは運送上においても、それがはっきりとあらわれてきている。

こうした中で、それぞれの港湾が、競争をしていくという真ただ中に現在入っておりますので、大変厳しい港湾情勢にあるのだなということがうかがえると思います。

◎公有水面の埋立てについて

一つ一つ追っていきますと時間がかかりますから、少し関連的な面の質問をしていきながら、まとめていきたいというふうに思います。

今回、議案が経常任委員会に付託されております。公有水面の埋立てです。

これは第2回定例会で代表質問をしたわけでありますけれども、西地区、当初は62万トンほどです。いわゆるバックヤードを必要とすると同時に、大量貨物の扱いということから、西地区を14メートル水深にして、そして大がかりにチップ、石炭、あるいは水産、木材という面で、張りついた企業のヒアリングでは162万トンほどです。

そこらの背景もあって、今回手をかけるわけですが、問題は、小樽港とのバランスの問題です。今まで港湾部、あるいは今まであった新港特別委員会の中でも、一貫して話として出ていたのがバランスある発展、それから共存共栄、補完港、それから両港湾の発展と振興、そのための手だてということで、やはり小樽港と石狩湾新港の両立の上に立って、それぞれの港湾が政策的に取り組んできている。施策の展開、あるいはそれと同時に整備を進める。前回質問をしたのは崩れてきているのではないかなということですから、そういったものが崩れてくると、正直言って、私から見ても過大投資ということです。

それから、苫小牧に対する一極集中、全道の取扱いは確かにそうですけれども、小樽港と石狩湾新港そのものの勢いを見ていたのでは、小樽港よりもはるかに石狩湾新港の方が動きがあるのではないかなというふうにとらえています。

この公有水面の埋立ての問題と同時に、これも第2回定例会の委員会質問をしたように、今、港湾は大きく変化してきているし、厳しい状況の中にあるのだから、もっと、これから小樽港の活力を見出していくための施策というものをしっかりと積み上げなければだめなのだ。そして、そこに戦略をきちっと打ち立てて港湾振興に当たるといことが大事であろうという質問をいたしました。

それに対する答弁もありましたが、今、こうした社会情勢、それから経済情勢の変化の中で、港湾をめぐる問題というのは、規制緩和を含めて相当厳しいわけですが、今後、小樽港を振興させていくという戦略をどのように考えてきたのか。考えてきたのかというのは、第2回定例会後、十分検討されたと思いますので、そのことについてしっかりと聞いておきたいというふうに思います。

○港湾部長

なかなか難しいご質問でありますけれども、一つは、今お話があった中で、やはり日本の経済社会がグローバル化してきているのですけれども、それに伴いまして、日本の港湾というのは、諸外国といろいろ競争が激しくなってきたのが実態でございます。

それに伴いまして、日本の港湾を取り巻く環境も大きく変わってきている。こんな中で、国としても、21世紀に向けた港湾の在り方についての基本姿勢が示されておるわけですが、この中では、それぞれ港湾の計画の時点から、広い範囲を持って効率的な機能を十分発揮できるような中枢、中核、そして地方港湾という役割分担といまいしょうか、機能分担といまいしょうか、そういったものをきちっと行っていった整備をしていこう、こういうスタンスが示されておるわけです。

小樽港におきましても、いろいろなことが、今言った規制緩和を含め、厳しい経済情勢の中にあるわけですが、やはり、私どもとしては、港湾計画を平成9年に位置づけしてございます中で、一つは、小樽港というのは、環日本海側の経済圏の拠点ということもございまして、もう一つは、日本海側の国際、それから国内の海上交通、対岸貿易の基地として、そういったところへも目を向けながら、港湾の管理運営を含めた整備を進めていかなければならないなと思っています。さらには、従前からございまして、私どものそれこそ港の大事な機能といまいしょうか、こういったもの、フェリー、それから貨物の輸入基地、こういった拠点港としての位置づけをきっちりと正面に出しながら整備を進めていくのが一つあると思います。そういった港づくりの中で、やはり個性ある、そして使いやすい、こういった設備を目指していこうということを今現在としては考えていかなければならないなと思っています。

○渡部委員

◎港湾計画について

確かに、平成9年、今の港湾計画が策定されて、そして実施されて、整備も伴ってきて、ただ、その時点の原点として、基本的な計画というのは平成9年に組まれていることについては、それは不変であると思います。

しかし、時代の変化の中で、隣の港、そして近隣の港ということの形の中で、常に競争体制に入っているという、そのものを見ていったときに、ただ単に平成9年に港湾計画として立てたから、それを踏襲するということではなく、そこに戦略がしかれるということが大事なことであって、そのことはしっかりと受け止めなければならないと思うのです。

具体的な面の一つの方向性というやつがなかなか明らかにされない。実際に一つ一つのことを見ていったときには、小樽港が他の港とのレベルまで達していく、そして港湾振興に乗かっていくというまでには、相当な距離があるのではないかな、そういうふうには私は見ているのです。そのことは、しっかりと、根は小樽港というのは、今後どう発展させていくのかというやつは、もっともっと具体的に議論をしていきながら、そして、ただ単に答弁なら答弁で、業界とも相談しながらとか、あるいはポートセールスをしっかりとやりながらだけではなく、具体的なものを外に打ち立てて、そういう体制をとっていただきたい。

特に、釧路の来年秋には何とか釜山航路を、釜山航路は4社あります、大手の船会社というのは。その2社がもう既に釧路港において調査済みである。小樽港の場合、中国航路で何とか誘致のために市長を初めとして出向きましたけれども、小樽港に、例えば中国航路の船会社が調査に来て、具体的にこうしてほしい、ああしてほしいといったところまでは、まだなっていないのではないかなと。だから、そういう一つの手立ての問題と同時に、これも何回も言ってきたのだけれども、道からの要望があったときに、あるいは石狩湾新港の方からの要望があったときに、小樽港は十何項目の要望書を提出して、その中に地方港のバランスある発展ということ、それから高めてきた。いまだになし得ない。

しかし、石狩湾新港は、計画に基づいてどんどんどんどん進んでいく。小樽で結果的に残ったのは何があるのか。ほとんどないような状態の中で、そこへ港湾そのものの需要とのかかわりの中で変化していく。だから、今、小樽で本当に残されているのは、ついこの間までバナナを小樽と室蘭に入れますと。しかし、バナナもなかなか一船仕立てて入れるという状況にない。あとはマトンだけです。マトンもコンテナ化されている。大麦、小麦にしても、それは、ほかの貨物と抱き合わせて積んで構わないということで、現に苫小牧に入っているという状況です。だから、小樽港なら小樽港が指定港としてのメリットというやつはだんだん薄れてきている。

完全に競争の時代に入ってきている。そういう中で、小樽港なら小樽港の存在性とともに、小樽港の発展のためにどうしていくのかというのが重要なかぎだと思います。先ほどの続きでいきます。そして、石狩なら石狩の関係からいって、共存共栄、それから機能分担だ、それから両港の発展だという、そのための手だてと。しかし、そのバランスが崩れれば、やはり小樽から見て過大投資になる。競合がまだまだ激しくなる。そして、實際上、政策的に負ければ、一般的な言葉でスクラップ・アンド・ビルドだというふうに入っていくってしまふ。

先ほど規制緩和だとか海運の法改正だとか、それから、いろいろな、グローバル、競合という中で、小樽港なら小樽港がどう生き延びるのかという上に立って、今大事な問題である。だから、特殊性だとか地域性を生かしてということであるけれども、それは、ただ単に言葉だけでなく、それは何なのか。それから、小樽港なら小樽港を使うことによって、こういうサービスができる、こういうメリットがある、また、實際上、こういうものがあるのだという具体策を示しながら、今後の運営に当たっていくということではなければ、やはり他港と比較して置かれていくのではないかな、そういうふうを考えます。

とりわけ、議案として付託されました件は、個人的には全くナンセンスと。しかし、議会というのは個人の主張を用いてはならぬという会派構成のそういう面もありますし、ずっと計画がそこにあると。予算、港湾計画に賛成しているということでもありますから、私は、ざっくばらんに仕方がなく賛成という意思表示はしますけれども、し

かし、今までの様相とは違うと。

そういう中で、他の方に投資をしていく、計画的に投資、しかし、小樽港の投資は計画的でないですよ。それは小樽港に入る貨物量だとかいろいろな要素の中から制限されているという面があるのですから、そうしたバランスを見ていったときは過大投資だという点もはっきりしています。

と同時に、港湾振興会あるいは商工会議所、以前から過大投資にならぬようバランスある発展という、いわゆる意見書でありましたけれども、最近では、そういう面が見当たらず、何かあきらめのような感じがあるのかなというふうに見ております。

しかし、小樽港は歴史のある港でありますから、今、しっかりと踏ん張りどきの力量を発揮して、港湾の発展のために尽くしていただきたい、このことを強く要望するわけですが、いかがですか。

○港湾部長

難しいですが、一つは、今お話がございましたように、確かに、新港と小樽港というのは、それぞれ港湾計画を持ちながら整備を進め、小樽港の場合、スローだということは否めないかと思います。

ただ、私どもが考えているのは、いわゆる地域的な要素もあるのかなと。例えば、石狩の場合ですと、工場がどんどん建っている。これに伴い、生産活動も盛んになってきている。そんな中で、やはり小樽港は古い港でありますし、既に張りついている状況が目いっぱい、もしくはやめていくのもあるわけですが、こういつた中で、新たな事業展開、経営展開というのはなかなか入ってこれないというところがあるのではないかなと思っています。

そんな中で、先ほどお話がありましたように、それぞれ港のサービスというお話もございますし、競争が激しいからサービスを持つべきだというお話でございますけれども、確かに、サービスを、うちとしては新港にないものを一つつくらなければならないということは思っています。

これにつきましても、先ほどお話がありました中国航路についても、私どもは一生懸命に今誘致活動をしているのですが、この中身の中で、具体的に示してございせんが、例えば、背後地の荷さばき地の使用料をある程度減免しようとか、それから接岸料を含めて使用料を減免しようかというようなことを相手方にもある程度示しながら、何とか小樽に来ていただくかということで動いておるわけです。

その中で、やはり中国との定期航路をターゲットにしているわけですが、どうしても集荷、貨物量がまだ積み上がっていないという現実もございますし、やはり、一度、航路をつくと、すぐやめるということにもならないだろうと。そういう意味からも、きちっとした貨物の確保、これは各企業さんなり荷主を回った中で、そういったものの受皿がないと、なかなか来れないというのが船社の言い分でもあるし、私どももそうだと思っております。

その中で、例えば施設整備についても、そういうものはどういうものを求めているのかと聞きながら、それこそ、ある程度競争に勝てるような、そういったものも考えながら、今、中国航路に取り組んでおります。一つは、先ほどお話もございましたように、日ロ定期フェリー航路でございますが、これについても、貨物を運んでこれると、その企業さんに支援をしていくと。そういったことで、何とか継続、そしてまた、新たな動きができるような、私どもとしては、そういう策を練りながら進めているところでございます。今お話がございましたように、隔たりというか、差があり過ぎるということでございますけれども、何分、先ほどのお話のように、当然、経済力もありますし、そういう意味では、小樽港は小樽港なりに、新港は新港なりの進み方の中で整備を進めていき、また、そして港湾を栄えさせていく、発展させていくという努力をされているのかなと、こんなふうに理解しております。

○渡部委員

石狩湾新港は、10月にガントリーが稼働する予定です。港湾に携わる者としてみると、小樽港でなく、石狩湾新港が先にあるということについては、ちょっとがっかりというか、愕然とするものがそこにあります。

とにかく、新港の関係においては、道庁官僚が押せ押せではなく、むしろはね返して、歴史と伝統ある小樽港の発展のために全力を挙げていただきたい、このことを強く要望して終わります。

○委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結いたしまして、この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後3時45分

再開 午後3時47分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○西脇委員

議案第26号ないし第28号は、石狩湾新港港湾区域内の公有水面埋立ての承認及び免許の出願、用途変更承認の出願にかかわる件について、異議のない旨を答申するものです。

これは、石狩湾新港のマイナス14メートル化を図ることに同意を与えるもので、認めるわけにはいきません。特定の大企業のための専用ふ頭であり、337億円の投資効果は甚だ疑問です。小樽港のマイナス14メートルの利用を優先すべきです。

陳情第17号は、雇用の創出と失業者の生活補償を求めるものであり、完全失業率5%という過去最悪の下で、願意は妥当、採択すべきです。

以上で討論を終わります。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

この際、委員長より申し上げます。

岡本一美委員から、身体上の理由により、採決に当たっては、起立による態度表明が難しい旨の申出がありました。

岡本委員に限り、本日の委員会における採決は、起立にかえて、すべて挙手によることを認めることといたします。

まず、議案第26号ないし第28号及び陳情第17号について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情は継続審査とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、一括採決いたします。

報告第1号については承認と、所管事項の経済の活性化についての調査については継続審査と、それぞれ決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。